

城址の公園化と風致、模擬天守閣と景観

野中 勝利 (筑波大学)

1. 城の近代

(1) 廃藩までの城郭地内の状況と政府の方針

近世城郭は、明治維新に伴いその存立条件を喪失して城址となった。

それより前、幕末の城郭は、その多くが財政上の問題から荒廃のままにされ、維持することすら困難な状況にあった。さっそく明治元年(1868)には出石藩が新政府の許可を受けて城郭建築を取り壊した。

明治2年(1869)6月、版籍奉還により旧藩主は藩知事になり、城址は兵部省の所管となった。翌7月には、城郭の改変等を兵部省が管理することが明確になった。

明治2年には川越や宇都宮など、明治3年(1870)には福山や篠山など、各地の藩から城郭建築の取り壊しの願い出が提出された。このほか、修理はしないという必ずしも積極的な破壊ではないが、荒廃化を容認して欲しいという願い出が、郡山藩などから提出されている。一方、篠山藩から桑茶等の植え付けの稟申、若松藩から外郭内の士族屋敷跡地を開墾して畑地にする願い出もあった。

各地からの廃城願いや城地の開墾願いなどについて、政府は特に否定せず、それらを許可している。政府からは城郭を積極的に近代国家に応じて転用するという具体的施策はなく、また城郭の保存や城地の保全という方針もなかった。

(2) 陸軍省による城郭の選別と城址の土地利用

明治5年(1872)2月、城址を管轄していた兵部

省が廃止され、陸軍省と海軍省が設置されると、城址は陸軍省に移管された。

翌明治6年(1873)1月、陸軍省は軍管制度を改めて全国の鎮台配置を改定し、9日付で太政官から、「六管鎮台表」として6鎮台12箇所等が布告された。そのほとんどは旧来の城郭が充てられた。

この鎮台等の再編に伴い、同年1月14日、大蔵省と陸軍省から城郭の取扱いについて通達された。「全國城郭及軍事ニ關涉スル地所建物は迄其省管轄ノ處今度別冊第一號ノ通陸軍必用ノ分改テ管轄被仰付其餘第二號ノ通舊來ノ城郭陣屋等…(略)…總テ大蔵省へ可引渡事」として、軍事に必要な城郭等は陸軍省の所管とし、それ以外は大蔵省の所管となった。そして「諸国存城並廢城調書」として全国の城郭の存廃が一覧表で示された。ここで全国の城址は「存城」と「廢城」に分けられた。

陸軍省は自ら所管する意向のある城郭を確保し、それ以外を大蔵省に移管している。つまり軍事拠点としての利用価値が基準となり、それに合致しない城郭を「廢城」としている。城址の利用としては軍備しか基準になかった。

同年3月にはその前年に出示された官舎の払い下げ規則の改正がされ、「城郭並縣廳官舎官宅不用ノ分ハ家作地所區別イタシ何レモ入札ヲ以テ拂下」とされた。つまり「廢城」となったうち県庁などに使用されているものを除き、城郭建築は入札のうえ、払い下げの対象となった。

このように政府内には軍隊の設置を想定していない城址、すなわち「廢城」については城郭建築を保

存するという考えはみられないし、城址の土地利用の方針も示されていない。城郭の払い下げが指示されたのみで、石垣や濠などの土木構造物の取扱いについての指示もなかった。

同年11月には内務省が設置され、翌年1月に「廃城」の取扱いは内務省に移管された。

明治14年（1881）10月31日に内務省から旧城郭処分の伺書が提出されている。明治6年に大蔵省に引き渡された廃城の多くは払い下げなどで処分されたが、未だ稀に存在しているものもあることから、「将来使用ノ見込無之モノニ限り此際処分取計旧跡保存又ハ風致ニ関スルノ類ニヨリ其破壊ヲ歎借スル分ハ維持ノ方法人民ノ適宜ニ任セ其情願聞候様可致哉」として判断を仰いでいる。この伺いは同年12月23日に裁可された。城址の処分を促すとともに、維持する場合の方法については「人民の適宜」に委ねている。

この時点でも政府は城址を、例えば公園として保全するような明確な方針を示してはいない。城址の土地利用はそれぞれの地域の意向が反映されたのである。

（3）天守の取り壊しと保存

城郭建築は、「存城」「廃城」に関わらず漸次、入れなどにより取り壊された。城門や櫓など一部の建築や工作物は払い下げられ移築された例もみられる。

一方で一部の城郭建築の取り壊しが進まなかった。このうち天守はその規模が大きいことも背景として、取り壊しが遅れた例もある。その後の経過をみると、その文化財的価値が認められ、名古屋城址や姫路城址では天守を含む城郭建築が保存されることが政府によって決まった。

現在では全国で12の藩政期からの天守が残っていることは知られている。このほか、大垣、和歌山など6の天守が戦災で焼失した。また福山城（松前）天守は昭和24年（1949）に火事の飛び火で焼失している。こうしてみると19の天守が近代化の過程で残されたことになる。

ただしすべてが積極的な保存の取り組みによって残されたわけではない。取り壊されず、結果的に残されたような天守もあった。

たしかに小田原、津山、萩などの天守が維新時に破却されている。また明治中頃になって高松城天守が明治17年（1884）、大洲城天守が明治21年（1888）にそれぞれ老朽化等のために取り壊された。熊本城の天守（図1）は西南の役で焼失したが、その前に撮影された写真が絵葉書になり、小田原では天守の取り壊し中の写真が絵葉書になっている。思慕の記憶と記録の流通によって、それが共有化された。

一方、天守が建設されなかった城や天守が落雷による焼失後、再建されなかった城もあり、幕末維新時に天守のなかった城も多い。そのような背景でこのように残された天守があることは、少なくとも城郭建築の破却が進んだという一方的な見方では捉えられない。逆に岡山（図2）や松本等の天守は明治初年に博覧会の会場として利用された。藩政期の遺

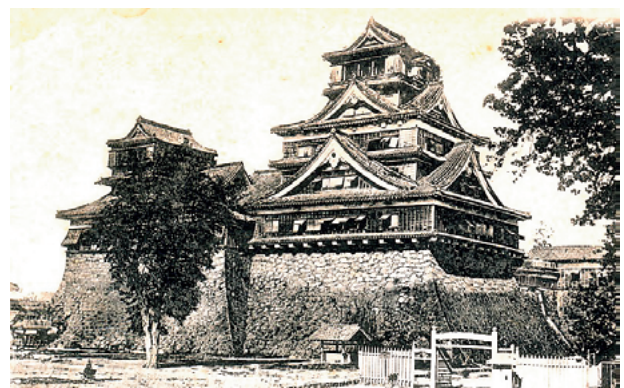


図1 焼失前の熊本城天守（絵葉書・筆者所蔵）



図2 岡山城内博覧会略図（1879年）（筆者所蔵）

物ではなく、近代の都市施設としての利用によって再価値化された。そうした天守は後に保存の取り組みにつながった。

2. 城址公園の成立

(1) 明治6年の太政官布告における城址の位置づけ

明治6年1月15日、太政官は公園設立を府県に布告した。布告文書から公園の選定要件を読むと、「是迄群集遊観ノ場所」、すなわち従来から群集が遊観している場所であり、かつ「従前高外除地」、すなわちその土地がいわゆる官有地であれば「永く万人偕楽の地」として公園に指定するというものであった。新しく公園を整備するのではなく、従来から群集遊覧の地を公園として利用する主旨であった。各府県は公園として適切な場所があれば、その状況等を調査し図面を添えて大蔵省へ稟申するように下達したものである。公園地の選定は府県の裁量に委ねられ、認可の権限を政府が掌握した。

この太政官布告は、明治6年1月、大蔵大輔井上馨が正院に宛てて公園地を定めるよう布告文案を添えて伺い出たことに対応したものである。提出日の日付が明確ではないが、長くても2週間以内にそれが太政官布告となった。

この大蔵省による公園制度の提案文書である伺書には、現状認識と問題意識、意義や方法等が記されている。すなわち、「三都府ヲ始各地方ニ於テ人民遊歩宴會等致シ来候勝地ノ類ハ大ニ其土地ノ繁盛ニモ關係」して、所有者を定めて有税地にすると、勝手に花木を伐採したり田園を開いたりして、「舊来ノ勝景」を失うが、所有者はいささかの利潤を得ている一方、多少の損失は生まれるが、そうした「勝地ハ國土ノ美目ニ付人民ヲシテ縦遊散歩其身目ヲ娛樂セシメ其身體ノ健康ヲ助ケ衆庶ノ勞力ヲ慰セハ所謂偕樂ノ一端」になるとしている。そして各地方官に有名な勝地を選ばせ、「永く公園地」にするよう、大蔵省は布告文案を添えて申し出ているのである。

伺書に添付されている大蔵省の布告文案と太政官

布告の文面を比較すると、ほとんど踏襲されているが、若干の相違がある。そのうちの一つは、布告文案には「群集遊観ニ供シ来候場所」とあったが、布告文では「是迄群衆遊観ノ場所」と、太政官は「是迄」という二文字を追記している。社寺等を例示して強調するとともに、各府県の理解の容易さを表現したものとみられる。

先述のように大蔵省は既に陸軍省との間で城郭の存廃と「廃城」の所管について交渉し、「條約書」として合意しているように、「廃城」が明確になることを知りうる立場にあった。しかし公園制度創設の伺書の中にも、布告文案の中にも城址には言及していない。また太政官布告の前日に城郭の存廃の決定が陸軍省から沙汰として示されているが、公園の布告文の例示中にも城址が取り上げられていない。これらのことから、少なくとも「廃城」と「公園化」は結びつけられていなかったとみられる。

(2) 「租税寮改正局日報」からみた大蔵省の意向

太政官布告の文面だけでは地方庁の解釈に混乱が生じる。それに対し、府県からの伺いに対して大蔵省租税寮が回答や指令を出した実例を「租税寮改正局日報」（以下、「日報」とする）に掲載し、それらを各府県に配布している。府県側は、この「日報」から地租改正等の租税寮の所管する施策を理解することになる。事例を積み上げながら、政府と府県との間で情報の共有化が図られている。

明治6年1月の太政官布告に伴う公園の認可等の所管は大蔵省であった。その後、同年11月に新たに内務省が設置されたことに伴い、廃城後の城郭と同様に公園行政は内務省に移管された。大蔵省の所管は一年足らずであった。

そこで明治6年分の「日報」から、公園関係の項目を抽出すると、東京の公園に関する記載が2ヶ所あるのみであった。一つは4月の東京府からの公園申し立ての大意とそれに対する回答であり、もう一つは6月の東京府の公園取扱い心得等の伺いとそれに対する回答である。公園設置に対する布告の解釈が確立しているとはいえないこの時点で、東京府の

事例を一般に準用させる意図があったとみられる。

この「日報」は大蔵省が記載内容を選択し作成している。したがってその選択には大蔵省側の意図が含まれる。東京府との応答文書中には、公園が「欧米諸国の体裁」であること、それがすぐにはできないので「元来有名な勝地」を取り壊さず、「風景を装飾」する趣意であることが記されている。「日報」を通じて各地にこの趣意を示しているのである。一方、この他の、例えば後述する城址公園を含む公園の事例は示されていない。大蔵省には城址の公園化を各地に積極的に周知、喧伝する考えがなかったといえる。

(3)「廃城」による城址公園の誕生

大蔵省が公園を所管した明治6年中で、国立公文書館所蔵『大蔵省考課状』から確認できた各地からの公園の稟申は、14府県27箇所ある。その中で城址を対象としているのは米沢と高知の2箇所だけだった。ただしこの『大蔵省考課状』の中では東京からの稟申が含まれていないことから、必ずしも公園の稟申をすべて網羅されているとは限らないが、明治6年に稟申されたことが記録として明らかなのは米沢と高知(図3)の二つの城址公園である。いずれも「廃城」の決定に伴う城地の跡地の公園である。

これらの城址公園では、ともに当地の地方長官がそれぞれの旧藩士であり、自らの権限で政府に城址の公園化を稟申し、城地を保全する意図があったとみられる。



図3 旧二の丸にある高知公園記碑(筆者撮影)

城址を公園にするという稟申は、少なくとも政府側にとっては想定外だったに違いない。

その後の太政官布告に基づく城址の公園化の稟申は漸次増えているが、決して急速ではなかった。「公園化」はあくまで地域側からの要望であり、公園制度を利用した地域の強い意志の表れといえる。

城址公園は、一般に城地を開放し、城地を保全することが担保されることであり、地域側の主体的意志がそこに表れた。藩政期には入城は限定的であったが、一般に開放されるとともに、公園として整備された。こうした城郭から公園への空間の履歴における転換を、「公園化」という稟申が担った。

(4)「存城」の払い下げ後の城址公園

明治22年(1889)から本格化した「存城」の払い下げは、軍備の増強に伴う軍用地の拡大志向が背景にある。陸軍省が所管する不用な土地を売却して、その資金を確保することが最大の目的だった。一方で、城址の「保存」のため、売却先は旧藩主、あるいは地元官庁という縁故者を優先した。明治23年(1890)には全国で19城址が一斉に払い下げられた(図4)。

政府は旧藩主としての華族の財力に頼ったが、旧藩主は城址の買い取りに必ずしも積極的ではなかった。秩禄処分ののち華族になった旧藩主家にとって家政の計画的運営は課題であり、払い下げ後は、貸地や譲渡による土地経営が行われた。払い下げの意願ではその理由に城址の「保存」を挙げたが、土地利用の方針は示されていない。政府や旧藩主家ともに城址の「公園化」を意識していなかった。

払い下げられた城址の「公園化」は所有者である旧藩主家と予算措置を講じる自治体が思惑を一致させて成立する。城址の土地利用において「公園化」は半数に満たなかった。地域経済浮揚のために城址が再び軍用地化された城址に比べれば、「公園化」は城址の風致や遺構の保全につながった。

予算化を伴う「公園化」は市民の要望が背景にある。城址の「公園化」は、藩政期に続いて維新以降も閉ざされた空間だった城址を一般に開放し、利用

城址	払い下げ	1890～	1900～	1910～	1920～	1930～	1940～		
小田原	大久保家	小田原 大久保神社(天守台) 町が借用	宮内省取得 御用邸			旧本丸一 旧二の丸一	立ち入り許可 小田原町が買収(旧二の丸)	神奈川県に下賜 史跡 風致地区	
宇都宮	戸田家	公衆園(旧本丸)					風致地区		
秋田	佐竹家	秋田市の 管理	秋田県が買収、借用 公園化 招魂社				護国神社移転		
盛岡	南部家		桜山神社	岩手県が借用 公園化		盛岡市が買収 史跡			
若松	松平家		若松市が借用		若松市が買収 公園化	史跡	風致地区		
白河	(白河町)		白河町に払い下げ				風致地区		
山形	水野家		山形市が買収、献納 軍用地						
高田	榊原家			高田町が買収、献納 軍用地					
静岡	静岡市		献納 軍用地						
福井	松平家				県庁舎(旧本丸)		風致地区		
津	藤堂家		高山神社(旧本丸)				風致 都市計 地区 画公園		
鳥取	池田家					(全面開放)	鳥取市 に譲渡		
岡山	池田家		中学校(旧本丸)			天守国宝 公開			
松江	松平家	千鳥遊園				松江市 に譲渡	天守国宝 史跡 招魂社		
浜田	松平家		有志が借用 公園化	浜田町が買収			招魂社		
高松	松平家		玉藻廟(天守台)						
徳島	蜂須賀家			徳島市が買収 公園化			招魂社 風致地区		
宇和島	伊達家					天守国宝 開放			
注) 栃木県及び静岡県への払い下げ地は除く。仮肥城址は除く。旧本丸だけが該当する場合、上段だけで示した。						凡例)	公園	一般開放	閉鎖空間

注) 栃木県及び静岡県への払い下げ地は除く。既肥城址は除く。旧本丸だけが該当する場合、上段だけで示した。
参考文献) 史跡：(1949)『史跡名勝天然記念物一覧』文部省社会教育局文化課。国宝：黒板勝美編(1935)『國寶建造物實物目録(追加)』岩波書店。
風致地区・都市計画公園：野中勝利(1995)『城下町都市における風致地区の指定にみる都市づくり上の風致地区の位置づけと役割』日本建築学会計画系論文集471、pp99-109

凡例) 公園 一般開放 閉鎖空間

図4 払い下げ城址の開放と公園化の時系列的模式図



図5 徳島公園の招魂碑（絵葉書・筆者所蔵）



図6 千秋公園の旧藩主銅像（絵葉書・筆者所蔵）

を促すことである。城下町都市にとって象徴的な歴史的空間である城址は、「公園化」によって地域の空間的共有財になった。

「公園化」の発端をみると、秋田では招魂社の建設、浜田と徳島では招魂碑（忠魂碑）（図5）の建立と一体で計画された。城址公園は招魂祭場の確保の意味もあった。戦没者の慰霊空間を創出した「公園化」は、国民統合の場になった。

また城址には藩祖を祀る神社や旧藩主の銅像が建立されることもみられた（図6）。そこでは旧藩士層を中心に敬意と思慕の念が強くあらわれた。

城址の実際的な「公園化」には、延期論や反対論

もあった。「公園化」は予算措置を講じることであり、財政多端に伴い、公共事業としての優先度が批判された。

ただし「公園化」されなくても、多くの旧本丸が一般に開放されていた。地域の人々にとって旧本丸は都市生活の共有の場になっていた。かつての為政者の象徴的空間が擬似的共通体験の場になった。また自治体所有の城址では史跡の指定、また旧藩主家所有の城址は風致地区に指定されていることがある。「公園化」とは別な仕組みで風致の維持を担保していた。

3. 濠の埋め立てをめぐる議論

わが国の城下町都市では近代化に伴い、濠の多くが埋め立てられた。汚水化による衛生問題、宅地や道路用地の確保などを理由として漸次埋め立てられた。都市の近代化の過程で、埋め立ては概ね地域に受容されていたが、反対の世論もあった。現在目の当たりにする濠でも、埋め立てる理由がなく残された濠なのか、埋め立て計画を撤回させて積極的に保存された濠なのか、近代化の過程を空間の履歴として確認することは必要である。

(1) 小田原における濠の埋め立て計画の撤回

小田原では明治33年（1900）に御用邸が城址に建設された（図7）。しかし大正12年（1923）の関東大震災で倒壊し、その復旧は進まなかった。小田原町は市街の復興の中で学校二校の移転先を城址に求め、御用邸用地の払い下げを申請した。学校の敷地不足から、濠の埋め立てを伴う建設計画になった。

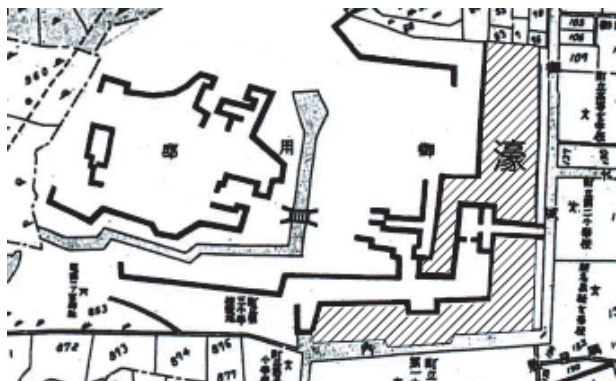


図7 1925年の小田原城址

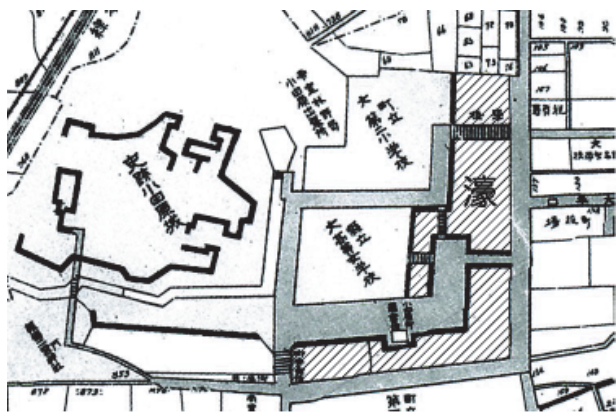


図8 1934年の小田原城址

それに反対する住民が、組織だって運動を展開した。時としてその運動は警察が警戒するほど先鋭的であった。

城址での学校の建設計画は神奈川県が主導していた。町当局、町会ともに県の意向を前提とした計画を追認するような姿勢だった。そのため県と反対派町民との間に挟まれ苦悩した。町会は調停者や反対同盟会代表者らと連名で、反対派の意向を含めた内容の覚え書きを作成し、一旦は折り合った。しかしその内容は、県から一蹴されてしまった。最後は、県から示された妥協案を携え、反対派と同席するはずだった町民大会を回避し、声明書を発表することで自らの立場を弁明するとともに主張した。

激化する対立をみかね、両者の間を調整する役割を担うため地元の名望家たちが調停者となった。

これら三者は相互に何度も協議し、またそれぞれに県に出向いて陳情するなど主体性を持った行動をとっていた。

県は、町からの払い下げ申請に際して宮内省との交渉を担い、学校再建を目的とした払い下げ許可の主旨を堅持した。そして県への移管を前提とした高等女学校を含む二校の建設計画を主導した。しかし最終的には埋め立て反対運動の激化に応じて、その計画を変更し、濠の埋め立ては回避された（図8）。

(2) 和歌山における風致の毀損をめぐる動向

和歌山城址では明治43年（1910）から10年余りの間に4回あった濠の埋め立てや石垣を取り崩す風致毀損の計画に対する賛否があった。

まず明治43年に軌道の複線化と道路整備に伴う濠の幅員を狭くする埋め立て計画があった（図9）。当初は陸軍省が「兵営上」から、和歌山市は「風趣上」から反対し、一年余りの膠着後、実施された。事業化に際して特に反対する意見の報道は見当たらず、近代都市化に伴う交通整備の優先性が受容された。

大正3年（1914）に和歌山市による道路整備に伴う濠の埋め立て計画（図10）の議案が市会に提出された。市議会では反対する意見があり、地元紙には

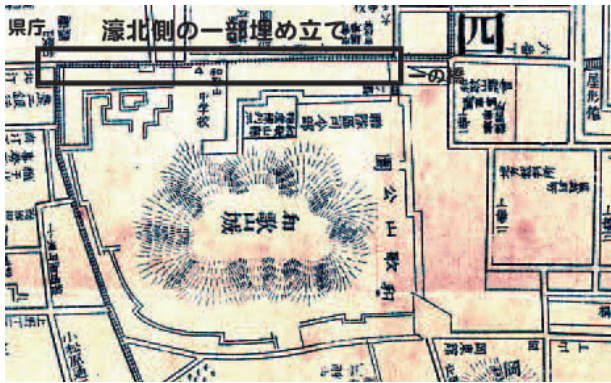


図9 1910年の濠の埋め立て計画

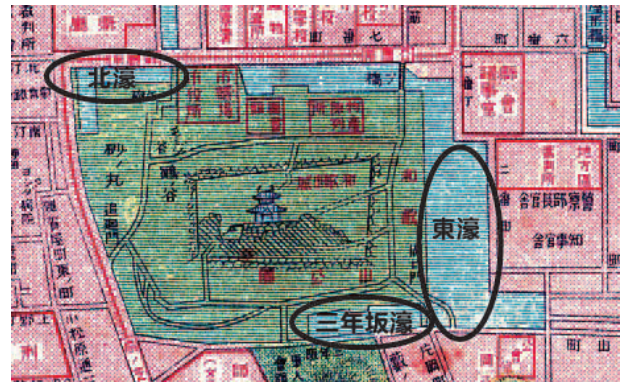


図12 1922～1923年の濠の埋め立て計画地

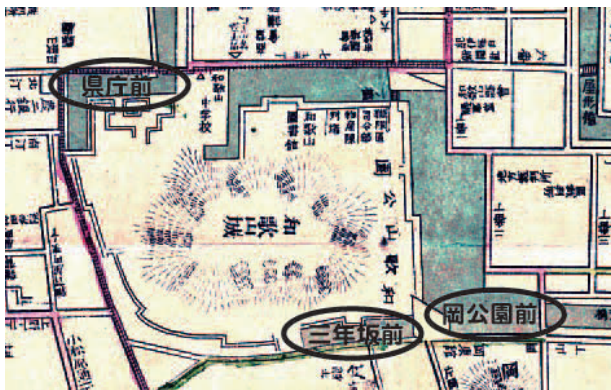


図10 1914年の濠の埋め立て計画地



図11 和歌山公園改修設計における風致の毀損

賛否の意見が掲載された。博物学者の南方熊楠とその弟の常楠はメディアや市会を利用して風致保存を訴えるとともに、旧和歌山藩主家の当主・徳川頼倫に働きかけた。結局、和歌山市長は議案を撤回し、辞職した。

大正4年(1915)に和歌山城址の公園改修が設計された(図11)。その設計では濠の埋め立てや石垣

の取り崩しが含まれていた。城址が有する風致よりも近代的土地利用である公園としての利用を優先する計画だった。和歌山市はその事業化予算案を議会に上程した。ここでも南方兄弟は反対行動をとり、地元紙も風致保存を主張した。和歌山県知事がこの風致破壊を許可しなかったことから、和歌山市は設計を変更して風致を毀損ないように公園を整備することになった。

大正11年(1922)から大正12年にかけて、和歌山市が三箇所の濠の埋め立てを計画した(図12)。住宅地化を企てた北濠の埋め立ては反対意見が強く、断念した。上水道整備に伴う土砂の処分を兼ねた東濠の埋め立てと運動場の設置計画は賛否の意見があり、実施は見合わせられ、代わって汚濁が進み不衛生な三年坂濠の埋め立てがされた。

濠の埋め立てや石垣の取り崩しは、軌道、道路、水道などの近代都市化に伴う社会基盤整備が背景にあり、軌道、宅地、公園、運動場等の跡地利用を目論んでいた。しかしこうした風致を毀損する計画に抵抗し、風致の保存を主張する意見や取り組みがそれを阻止することに成功した経過があった。一方で、幅員を狭める一部の埋め立てや不衛生な濠の埋め立ては地域社会に受容された。

4. 模擬天守閣の建設と景観

管見の限り、昭和戦前期までに城址に建設された模擬天守閣は8事例である(表1)。

(1) 戦国期城郭の城址に建設された模擬天守閣

戦国期城郭の城址に建設された岐阜、洲本及び羽衣石の三箇所の模擬天守閣は、いずれも急峻な山頂にあった。

このうち岐阜の模擬天守閣は明治期の建設であり、わが国で初めての常設の模擬天守閣だった。洲本と羽衣石は大阪の模擬天守閣の建設計画後であり、大阪の影響を受けている。

建設主体をみると、岐阜が岐阜市保勝会、洲本が洲本町、羽衣石は個人であり、共通していない。また建物内部での展示・陳列が明らかだったのは岐阜の例のみであった。

羽衣石の例はその利用のされ方について詳らかでない。岐阜と洲本では山頂への登山の到達点としての施設であるとともに、模擬天守閣から眼下に広がる市街や海を眺める眺望施設でもあった。特に洲本では休憩所兼展望所としてそれが重視された。また観光客の誘引施設としての役割があった。おそらく羽衣石もそうした役割が期待されていたとみられる。

羽衣石では城址の史跡保存のために模擬天守閣の

建設が企図されていた。しかし発掘調査などがされた記録はなく、保存というより山頂の整地が望まれていたとみられる。一方、岐阜では模擬天守閣の建設時に、もともとあった天守台の石垣を改築したことから、史跡保存の面からの批判があった。

いずれも築城時の城郭建築の詳細な史料はなく、天守があったかどうかは詳らかではない。そのため復元志向ではなく、城郭建築の疑似的意匠によった。この疑似的意匠には史跡における象徴性が期待され

表1 近代の城址に建設された模擬天守閣

	城址	建設年	建設後の状況	備考
戦国期城郭	岐阜	1910年	1943年焼失	木造 1956年再建
	洲本	1929年	現存	鉄筋コンクリート造 建設時は洲本町、現洲本市
	羽衣石	1931年	1990年建て替え	鉄骨造、トタン葺き 建設時は花見村、建て替え時は東郷町、現湯梨浜町
近世城郭	常設	大阪	1931年	現存 鉄筋コンクリート造 国登録有形文化財
		(郡上)八幡	1933年	現存 木造、市指定文化財 建設時は八幡町、現郡上市
		(伊賀)上野	1935年	現存 木造、市指定文化財 建設時は上野町、現伊賀市
	仮設	甲府	1906年	共進会后取り壊し 木造、山梨県主催共進会の仮設建築
		津山	1936年	1945年取り壊し 木造、津山市主催博覧会の仮設建築

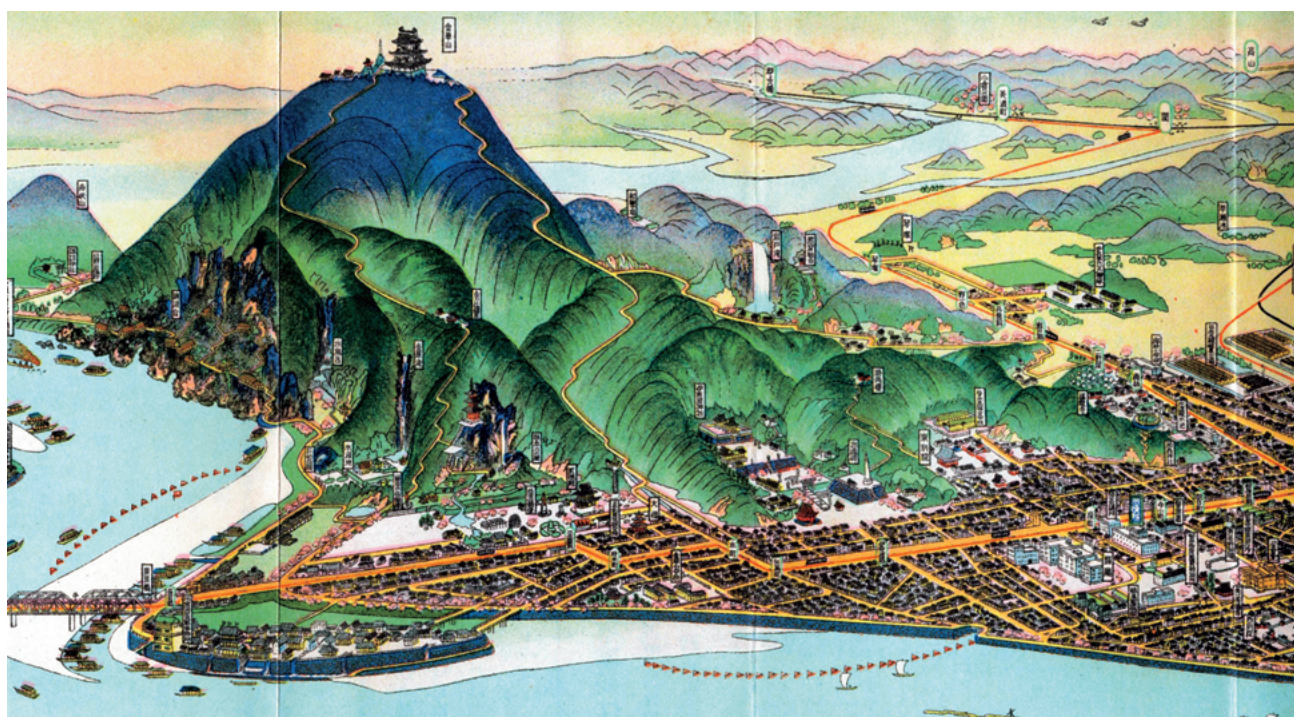


図13 岐阜の鳥瞰図 (1931年) (筆者所蔵)

ていたとみられるが、いずれも小規模かつ簡易な展望施設の建築であった。地域の人々の関心は必ずしも高くはなく、精神的な拠り所となるような求心性を有してはいなかった。

(2) 近世城郭の城址に建設された模擬天守閣

近世城郭の城址に建設された模擬天守閣は、大阪を始め八幡と上野の三箇所にもみられた。

八幡では八幡町が建設主体となり、町内外から広く寄付を仰ぎ、また物納もあった。この寄付金を集めるという手法は大阪の例と同様である。一方、上野では、政治家個人の私財で建設された。地域住民からの寄付金の申し出もあったが、受け入れなかった。

建設にあたっては、八幡と上野のいずれも多く地域住民の労力の提供を受けた。特に不況時でもあり、雇用の場として、また木造建築としての技術の実践の場として役立った。これは大阪の模擬天守閣が鉄筋コンクリート造であったことと対照的である。資金調達では八幡と上野は対照的であったが、いずれも地域住民の多くが建設のプロセスに参加することで、地域で築き上げた施設であるという、身

体性を帯びた求心性が働いた。そして歴史的資源である城址という史跡での建設であることから、地域の人々には文化的共有財としての象徴性があった。

八幡と上野では模擬天守閣の建設にあわせて城址の整備も行われた。石垣や天守台などの土木構造物のみが残る城址に、模擬天守閣のほか、土堀や植栽などの「公園」としての整備がされた。こうした一体的整備は大阪の場合と同じである。

また八幡と上野は、いずれも藩政期には天守閣がなかった城である。復元ではなく、また史実への関心も乏しかった。視対象としての外観意匠にはこだわりがあり、眺められる対象としてのまったく新たな近代の景観が創出された。こうあって欲しかったという「あるべき姿」への恢復というより、近代の装いであり、新たなシルエットを造営した。このつくりあげられた城址の近代的景観は積極的に地域に受け入れられた。

この三箇所の模擬天守閣内には展示品や陳列品があり、多くの人々を内部へと受け入れた。歴史的な史料や陳列品などがあり、訪れた人々にはその都市の歴史的な独自性に対する視覚的な経験を得ること



図14 八幡の鳥瞰図（1935年）（筆者所蔵）



図15 山梨県主催共進会（絵葉書・筆者所蔵）

になる。

藩政期の城郭建築は、一般の人々にとっては仰ぎ見る対象であった。城址におけるそれに代わる近代施設としての模擬天守閣の中に入り、そしてそこで地域の歴史文化に間近に接するという近代的経験の場でもあった。

（3）仮設の模擬天守閣

甲府、津山とも、鉄道の開通を契機とした共進会、博覧会が城址で開催され、その施設として仮設の模擬天守閣が天守台に建設された。主催者ではない民間事業による施設であり、有料施設だった。会場内では最も高所にあり、また夜間照明により多くの視線を集めた。近代化のイベントというハレの舞台における集客装置であり、近代の祝祭性を帯びた都市施設だった。

一方、甲府と津山とでは建設の時期が違った。甲府は模擬天守閣として最初期であり、津山は近代の最後期である。上記のような共通する性格を有していたが、建設時の背景から位置づけは若干異なった。

甲府の場合、岐阜よりも早く、まだ城址本丸に模擬天守閣を建設するという経験がない時期だった。仮設の模擬天守閣を保存する、あるいはそれに替わる本格的な建設などへと、世論が大きく動くことはなかった。近世に、天守がなかったこと、幕府直轄地だったことも一因だろう。それよりも地域の人々が希望していた城址の開放が実現されてから間がなく、市街から視線を集めて、城址公園を主張するような存在に価値があった。

津山の場合は各地に建設された模擬天守閣の影響があった。そのため仮設として建設されたにもかかわらず、また維持管理も充分ではなかったにもかかわらず、すぐには取り壊されなかった。仮設が実質的に常設化された存在として市民に親しまれた。

5. むすび

藩政期は閉ざされた空間だった城が、城址として地域共有の空間となり、近代的土地利用としての「公園」によって都市生活者の休息や集会等に利用された。公園や模擬天守閣の整備は都市景観の創出を伴っており、近代化の過程を空間履歴として捉える必要がある。近代の城址は都市化の場であり、独自の歴史性に寄り添う地域アイデンティティの場でもあった。多義的空間だった。

【参考文献】

- 1) 野中勝利 2007「1873年の「廃城」と城址の公園化に関する研究」都市計画論文集No.42-3 pp.433-438
- 2) 野中勝利 2006「明治初期に城址で開催された博覧会に関する研究」都市計画論文集No.41-3 pp.911-916
- 3) 野中勝利 2014「1890年の「存城」の払い下げとその後の土地利用における公園化の位置づけ」都市計画論文集49-3 pp.1053-1058
- 4) 野中勝利 2013「近代の小田原城址における濠の埋め立てをめぐる議論の構図」都市計画論文集No.48-3 pp.495-500
- 5) 野中勝利 2017「近代の和歌山城址における風致の破壊と保存をめぐる動き」都市計画論文集No.52-1 pp.72-83
- 6) 野中勝利 2010「戦国期城郭の城址に建設された模擬天守閣の建設経緯と意義－戦前の地方都市における模擬天守閣の建設に関する研究その1－」日本建築学会計画系論文集No.650 pp.837-842
- 7) 野中勝利 2010「近世城郭の城址に建設された模擬天守閣の建設経緯と意義－戦前の地方都市における模擬天守閣の建設に関する研究その2－」日本建築学会計画系論文集No.652 pp.1471-1479
- 8) 野中勝利 2013「城址に建設された仮設模擬天守閣の建設経緯と意義－戦前の地方都市における模擬天守閣の建設に関する研究その3－」日本建築学会計画系論文集No.689 pp.1551-1560